

第 242 回三重県開発審査会 審議概要

令和 8 年 3 月 2 日（月）10 時 00 分～

三重県勤労者福祉会館 B 階 特別会議室

三 重 県
(事務局)

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

まず、建築開発課開発審査班班長から、開催に先立ちまして、あいさつ申し上げます。

（三重県建築開発課開発審査班班長から挨拶）

三 重 県
(事務局)

それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、会長及び 3 人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は 1 人欠席されていますが、会長及び 5 人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。

本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県 12 件、津市 5 件、松阪市 9 件、桑名市 4 件、鈴鹿市 25 件です。本審査案件はありません。

審議については、公開となります。

なお、本日の傍聴者は、お見えになりません。

それでは、条例第 4 条第 1 項に基づき、会長が議長となるとされていますので、ここからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会 長

まず、第 241 回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等がございますでしょうか。

会 長

それでは、これにて第 241 回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。

会 長

次に、包括議決案件について、まずは三重県分から説明をお願いします。

三 重 県
(処分庁)

（包括議決案件 12 件の報告）

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

委 員

はい。

会 長

それでは、次に津市分の説明をお願いします。

津 市
(処分庁)

（包括議決案件 5 件の報告）

会 長

ご質問等ございませんでしょうか。

委 員	はい。
会 長	それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。
松 阪 市 (処分庁)	(包括議決案件 9 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。
桑 名 市 (処分庁)	(包括議決案件 4 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。
鈴 鹿 市 (処分庁)	(包括議決案件 25 件の報告)
会 長	ご質問等ございませんでしょうか。
委 員	はい。
会 長	それでは、三重県12件、津市 5 件、松阪市 9 件、桑名市 4 件、鈴鹿市25件 の包括議決案件の報告を終了します。
会 長	以上で本日の審議はすべて終了となりますが、その他になにかございます か。
委 員	ありません。
会 長	それでは、これをもちまして第242回三重県開発審査会を終了といたします 。